

令和7年1月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年1月10日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：松永雄治

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 25 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 26 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 27 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 36 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 37 号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第 38 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 39 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (8) 議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第25号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第25号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第25号農地法第18条第6項による届出を2件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。地目については農振農用地の田が5筆で、合計面積が10,513㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。2ページと3ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は4ページになります。申請番号2番です。所在は上六嘉地区。地目については農振農用地の田が1筆で、面積が292㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。5ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第26号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第26号農地法第3条の規定による届出の通知が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は6ページになります。報告第26号農地法第3条の規定による届出を2件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区。地目については畑が1筆で、面積が766㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は7ページになります。申請番号2番です。所在は井寺地

区。地目については田が2筆と畑が2筆の計4筆で、合計面積が6,667㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第27号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第27号農地法第5条の届出が1件ございます。

事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は8ページになります。報告第27号農地法第5条の届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区。農振地域外の田が2筆で、合計面積が1,001㎡となっております。貸人・借人は記載の通りです。転用事由については店舗用事務所・倉庫用地となっております。

9ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第36号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請が3件ございます。申請番号1番について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は10ページになります。議案第36号農地法第3条の許可申請が3件ございます。

申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が6筆で、合計面積が4,698㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。11ページに申請地の位置図、12ページから14ページに現地の写真を載せております。15ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO

と判断されていますので、問題ないと思われます。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 16 ページになります。申請番号 2 番です。使用貸借による権利の設定の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が 2 筆で、合計面積が 1,351 m²となっております。貸主と借主については記載の通りです。申請事由につきましては使用貸借権の新規設定となっております。17 ページに申請地の位置図、18 ページに現地の写真を載せております。19 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号 3 番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は20ページになります。申請番号3番です。使用貸借による権利の設定の案件です。所在は井寺地区。農振地域外の畑が1筆で、面積が1,028㎡となっております。貸主と借主については記載の通りです。申請事由につきましては使用貸借権の新規設定となっております。21ページに申請地の位置図、22ページに現地の写真を載せております。23ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第37号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第37号農地法第4条の規定による許可申請が2件ございます。申請番号1番について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は24ページになります。議案第37号農地法第4条の許可申請が2件ございます。申請番号1番です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の田が1筆、面積は16㎡となっております。申請人については記載の通りです。申請事由は宅地拡張となります。25ページに位置図、26ページに配置図兼排水計画図を載せております。雨水におきましては通路側側溝への放流となります。27ページと28ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。・・・29ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 12月25日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は、過去に貸店舗が建てられており、農地としての利用はされておりました。今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は30ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は宅地拡張となります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、計画面積の妥当性も適当と判断しております。よって総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は31ページになります。申請番号2番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が1筆、面積は499㎡となっております。申請人については記載の通りです。申請事由は個人住宅となっております。32ページに位置図、33ページに土地利用計画平面図を載せております。雨水におきましては地下浸透枳の設置及び南側道路側溝への放流、生活雑排水につきましては公共下水道への接続となります。34ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。・・・35ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります山内委員から報告をお願いします。

(山内委員) 12月23日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。また申請地は休耕地となった後に土場や駐車場として使用されており、耕作はされておりませんでした。申請地の北側に農地が隣接していますが、申請者の農地であり支障はないものと思われます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は36ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的については個人住宅になります。農地区分と転用目的は適当、転用行為を行うのに必要な資力が確保されており、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第38号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。
事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は37ページになります。申請番号1番です。議案第38号農地法第5条の許可申請が1件ございます。所在は上島地区。農振地域内農用地

区域外の畑が1筆、面積は208㎡となっております。貸人と借人については記載の通りです。申請事由は個人住宅となります。38ページに位置図、39ページに土地利用計画図を載せております。雨水におきましては地下浸透枳の設置、生活雑排水につきましては公共下水道への接続となります。40ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私から報告をいたします。

(下田会長) 12月24日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。また、申請地は休耕地であり、農地としては利用されておりました。隣接農地もなく、境界部分にはコンクリートブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は41ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は個人住宅となります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、計画面積の妥当性も適当と判断しております。また、周辺の農地等にかかる営農条件への支障もないものと認められます。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第 39 号 農用地利用集積計画承認について

(議長) 続きまして、議案第 39 号基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が 2 件ございます。事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 42 ページになります。、議案第 39 号基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が 2 件ございます。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆、面積が 1, 188 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。43 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 44 ページになります。申請番号 2 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積が 2, 461 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。45 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で 2 件を承認・可決いたします。

○議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画承認について

(議長) 続きまして、議案第 40 号農用地利用集積等促進計画の承認申請が 6 件ございます。まず申請番号 1 番から 6 番につきまして事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は46ページになります。議案第40号農用地利用集積等促進計画の承認申請が6件ございます。申請番号1番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が3筆、合計面積が3,921㎡となっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日となっております。47ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は48ページになります。申請番号2番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積が2,515㎡となっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日となっております。49ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は50ページになります。申請番号3番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積が458㎡となっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については使用貸借権および賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日となっております。51ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は52ページになります。申請番号4番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積が418㎡となっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日となっております。53ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は54ページになります。申請番号5番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の田が2筆、合計面積が974㎡となっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日となっております。55ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は56ページになります。申請番号6番です。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。農振農用地の田が6筆、合計面積が10,805

m²となっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権および使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日となっております。57ページと58ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で6件を承認・可決いたします。
本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(事務局) 転用許可申請の取り下げのご報告です。
令和6年9月総会時にご承認いただきました議案第23号の申請番号2番につきましては、令和6年12月16日付けで申請の取り下げをされたのでご報告いたします。

(議長) 次回の農業委員会は2月10日の月曜9時00分からを予定したいと思います。
他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年1月10日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫